平成２８年１０月３１日

安全性に優れたトラック事業所を表彰！！
～九州運輸局長表彰を１１事業所に授与～

国土交通省では、利用者が安全性の高い事業者を選びやすくする等の観点から、輸送の安全の確保に積極的に取り組んでいる事業所を認定する制度として、貨物自動車運送事業安全性評価制度（Ｇマーク制度）を推進しております。

このＧマーク制度の更なる普及と取得を促すため、Ｇマーク事業者の中から特に優れた取組を実践している事業所に対して表彰を実施しております。今回、九州運輸局では、11 事業所に平成 28 年度九州運輸局長表彰を行うことにして、表彰式を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

記

日　時　平成 28 年 11 月 16 日（水）13 時 30 分～14 時 20 分
場　所　福岡第一合同庁舎新館　７階　調停室
　　福岡市博多区博多駅東２丁目１１－１
受賞者　九州各県の 11 事業所（別紙のとおり）

【参考】Ｇマーク制度の認定状況（概要については別添資料参照。）
・九州の認定状況（平成 28 年 3 月時点）は、2,307 事業所(全事業所 8,618 のうちの 26.8%)。

運輸と観光で九州の元気を創ります

＜お問い合わせ先＞
九州運輸局自動車交通部
貨物課：田中、西依
TEL：０９２－４７２－２５２８
FAX：０９２－４７２－３６１６

九州運輸局

別紙

《受賞事業所》

県	事　業　者　名	事　業　所　名	事業所住所
福岡	野中産業株式会社	本社営業所	北九州市
	ハウス物流サービス株式会社	九州営業所福岡事務所	古賀市
	株式会社鋼ライン	本社営業所	北九州市
佐賀	富士貨物自動車株式会社	本社営業所	神埼市
	大和物流株式会社	佐賀営業所	多久市
	肥前通運株式会社	本社営業所	武雄市
	肥前通運株式会社	鹿島営業所	鹿島市
	ヤクルトロジスティクス株式会社	佐賀営業所	神埼市
長崎	親和自動車有限会社	本社営業所	大村市
熊本	一宮運輸株式会社	物流センター熊本	菊池郡大津町
大分	東九総合運輸株式会社	本社営業所	大分市

貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）の概要

1. 事業の概要

利用者が安全性の高い事業者を選びやすくする等の観点から、輸送の安全の確保に積極的に取り組んでいる事業所を認定する制度。国が貨物自動車運送の秩序の確立のために指定した機関（全日本トラック協会）が38の評価項目を設定し、同機関内の安全性評価委員会において認定。 本事業は、平成15年7月から開始され、22，242事業所（全事業所の26．5%）が認定を受けている（平成28年3月現在）。

※ 貨物運送事業所数：83，851（平成28年3月現在）

2. 認定要件

① 以下の評価項目において、基準点数を満たすとともに、評価項目の評価点数（100点満点）の合計が80点以上であること。

Ⅰ．安全性に対する法令の遵守状況、Ⅱ．事故や違反の状況、Ⅲ．安全性に対する取組の積極性

② 貨物自動車運送事業法に基づく認可申請、届出、報告事項が適正になされていること。

③ 社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び労働保険（労災保険・雇用保険）への加入が適正になされていること。

3. 各評価項目における評価の仕組み

Ⅰ．安全性に対する法令の遵守状況 （配点40点）

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の指導員による巡回指導の結果を用います。

・過労防止に配慮した乗務割りの作成及び休憩時間等の適正管理 ・過積載による運行を行っていない ・点呼の実施及び記録の適正保存
・運転日報の作成及び適正保存 ・乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督 ・定期点検基準の作成、適正な点検・整備の実施及び記録簿の保存
・運輸安全マネジメントの的確な実施

Ⅱ．事故や違反の状況 （配点40点）

国土交通省から提供される事故及び行政処分の実績を用います。

事故実績 （配点20点）：基準日から過去3年間の死傷事故等の有無　　違反（行政処分）実績 （配点20点）：基準日における行政点数の累積状況

Ⅲ．安全性に対する取組の積極性 （配点20点）

申請者から提出された、安全性に対する取組状況についての自認書及びその証明資料を用います。

・事故防止対策マニュアル等の活用 ・事業所内で安全対策会議を定期的に開催 等の全11項目

4. 安全性優良事業所に対するインセンティブ

国土交通省

・違反点数の消去 （違反点数算定期間の短縮 3年間→2年間）
・IT点呼の導入 （対面点呼をテレビカメラなどで代用可能）
・点呼の優遇 （2地点間を定時運行する場合の他営業所における点呼、同一敷地内のグループ企業間の点呼が可能）
・補助条件の緩和 （CNGトラックなど低公害車に対する補助について最低導入台数要件の緩和 3台→1台）
・安全性優良事業所表彰（安全性優良事業所のうち、連続して10 年以上取得しているなど、さらに一定の高いレベルにある事業所を表彰）

損保協会

◎保険料の割引 （一部の損害保険会社では、安全性優良事業所の認定を受けた事業者に対し、独自に保険料の割引を実施）

Gマーク取得事業所に対する国土交通省（地方運輸局長等）表彰について

背　景

Gマーク制度（安全性優良事業所認定制度）については、大手のトラック運送事業者の多くが取得済みとなった近年では、申請件数が鈍化しており、今後、中小事業者の取得にも焦点をあて、一層のインセンティブをもって、その取得を促し、Gマークの普及を図ることにより、トラック業界の安全の増進、信頼の増大を図っていく必要があります。

将来ビジョン検討会の取組作業部会における業界の健全性の確保という論点において、悪質な違反行為を行う事業者の処分の強化を図ることと相まって、良質な事業者に対し国としても一定の評価を付与していくことも重要な課題であるとされ、自動車局として表彰制度を創設しました。

表彰制度の骨子について

トラック協会によって審査基準の策定、認定などが行われるGマーク事業所について、さらに一定の高いレベルにある事業所について具体的な表彰基準に基づき、毎年度表彰を実施。

◆表彰者及び表彰対象者について

地方運輸局長表彰	運輸支局長表彰
Gマークを連続して10年以上取得していること	Gマークを連続して10年以上取得していること
運転者教育が2ヵ月に1回程度実施され、ISO基準などの国の基準を超える教育が実施されていること	運転者教育が定期的に実施されていること
デジタコと又はドラレコが装着されていること（配置車両の100%）	デジタコと又はドラレコが装着されていること（配置車両の90%以上）
荷主からの表彰、安定的な財務基盤の確保、又は、輸送の安全に係る表彰を受けていること	荷主からの評価、安定的な経営の確保、又は、運転記録証明書による運転者への指導が行われていること

◆表彰実績

平成26年度　支局長表彰　34事業所

平成27年度　局長表彰　5事業所　支局長表彰　42事業所

（参考）Gマーク認定事業所数　　平成28年3月時点

全国　22，242事業所　（全事業所83，851　26.5%）

九州　2，307事業所　（全事業所　8，618　26.8%）